“青い湖と緑の大地　人が輝く未来のサロマ”

第４期佐呂間町総合計画（平成23年～32年度）答申される

このたび、佐呂間町総合計画策定審議会から、第４期佐呂間町総合計画が答申されました。

佐呂間町総合計画については、平成20年11月５日に町長から当策定審議会に諮問され、足掛け３年にわたる策定作業を終え、去る８月23日、策定審議会の関東会長から町長に最終答申が手渡されました。

第４期佐呂間町総合計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成され、計画のタイトルを『青い湖と緑の大地・人が輝く未来のサロマ』とし、町民と行政による協働のまちづくりを進めることを目標とした計画となりました。

総合計画の策定については、35名の委員からなる審議会を専門部会ごとに分け、町民意向調査をはじめとし、町民みなさまの意向を計画に反映させるよう努めてきました。

町では、審議会における議論を踏まえ、９月14日から開会されました佐呂間町議会第３回定例会に議案として提案し、平成23年４月のスタートをめざし、審議が開始されました。

○基本構想の施策の大綱で定めた基本目標

心豊かで快適なくらしを支えるまちづくりをめざして（まちづくり部会）
豊かな自然と人が共存する産業をめざして（産業振興部会）
こころを育む魅力ある教育をめざして（教育分科会）
ふれあいとやすらぎのある社会をめざして（社会福祉分科会）

9/9 ご長寿おめでとうございます

▼平成22年度　敬老祝

100歳、白寿、米寿、喜寿を迎えられた皆さんへ、町から祝品を贈呈いたしました。今年度白寿を迎えられた1名、米寿を迎えられた33名、喜寿を迎えられた103名の皆さん一人ひとりの世帯を訪れ、祝品が手渡されました。

また、100歳を迎えられた、檜垣キヨ子さん（共立）には、祝金も贈られました。

100歳祝　檜垣キヨ子さん（共立）

現在佐呂間町には、100歳を越える方が4名いらっしゃいます。本町においては、世間で問題となっているようなことはありません。今後も高齢者の方の現状把握に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

現在100歳以上の方々　これからもお元気に!!

氏　名	満年齢	住　所
鈴木　テル　さん	101歳	栃木629・2
縄　　いはのさん	101歳	富武士303
橘井　キヌ子さん	100歳	永代町177・10
檜垣　キヨ子さん	100歳	共立289

まちの話題

話題・出来事など皆さんからの情報をお待ちしています。
町民課住民活動係
TEL 2-1213

１０月１日運行開始!! ふれあいバス
『ふれあいバスのことならお任せを!!』
ふれあいバス運行室設置!!

１０月１日に運行が開始された〝佐呂間町ふれあいバス〟。住民の皆さんにとってまたまだわからないこと、不安に思うことが多いのではないでしょうか。「フリー乗降って、どこから乗ればいいの？」「本当にどこでも降りられるの？」など、ふれあいバスについての質問、相談に応じるため〝ふれあいバス運行室〟を設置しました。そのため８月に配布した、ふれあいバスの冊子では、町内路線については教育委員会管理課、町外路線は町民課と担当課が分かれていましたが、ふれあいバス運行室に一本化されました。ふれあいバスのことなら何でもお応えします!!また、ふれあいバスにつきましては、運行にともない説明会など住民の皆さんへの周知を行なって参りましたが、今後もより良いバスの運行のため、乗降に関するルールなど変更されることが予想されます。住民の皆さんにはご迷惑をおかけすることもあるかと思いますがご理解、ご協力をお願いいたします。

〝フリー乗降に関するお願い〟
市街地およびカーブなど危険箇所では乗降できません

９月広報で折込しました「町内・町外路線の乗降について」に記載されているように、フリー乗降区間であってもカーブや、見通しの悪い危険箇所では乗降できません。また、市街地においては交通量も多いため停留所での乗降をお願いいたします。

町内病院での乗降について

町内路線全線佐呂間厚生病院、小田医院前での乗降は〝登校便〟でのみ可能となります。下校便以降、老人福祉センターなど最寄の停留所より乗降をお願いいたします。

平成 22 年 9 月 10 日付
ふれあいバス運行室設置等にともなう分掌異動

職　名	氏　名	発令事項
技　師	式地　勝美	ふれあいバス運行室長兼務を命ずる
主　事	林　　洋樹	経済課水産係長を解きふれあいバス運行室次長を命ずる
主　事	佐藤　剛一	ふれあいバス運行室運行係長兼務を命ずる
主　事	渡辺　憲治	企画財政課企画係主査兼計画係主査を解き経済課水産係長を命ずる
主　事	西村　真紀	町民課戸籍年金係を解き企画財政課企画係兼計画係を命ずる
主　事	佐々木　崇	ふれあいバス運行室運行係兼務を命ずる

ふれあいバスに関するお問い合わせ

佐呂間町役場町民課内
『ふれあいバス運行室』
Tel　２・１２１３
Fax　２・３３６８
お気軽にお尋ねください。

9/9 永年の功績を称えて

平成22年9月9日付けで、岩館武氏(浜佐呂間)が、北海道社会貢献賞（社会事業関係功労者）を受章されました。

岩館氏は、昭和55年から平成元年まで、平成7年から現在も民生委員児童委員を務められており、また、平成16年から現在も町社協理事を務めておられます。社会福祉事業に従事した年数は延べ23年6ヶ月に及び、永年にわたり現在も地域に大きく貢献されております。

佐呂間町の財政状況は『危険』か？『健全』か？

平成21年度決算に基づく財政健全化比率・資金不足比率を公表します。

都道府県や市町村などの地方公共団体の財政を適正に運営することを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（健全化法）」が平成19年6月に公布され、各地方公共団体において財政の健全化に関する指標について、議会へ報告するとともに住民のみなさんへ公表することが規定されました。

ここに平成21年度決算に基づく財政健全化の指標として「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標及び公営企業会計に係る「資金不足比率」を公表いたします。

財政健全化判断比率ってなに？

財政健全化比率とは、先述した4つの指標と、「公営企業会計の「資金不足比率」から地方公共団体の財政状況が健全か危険なのか、また、危険ならばどの程度危険な状態なのか判断するものです。

①【実質赤字比率】とは？

みなさんから納めていただいた〝町税〟や国から交付される〝地方交付税〟などのまちの主な財源（一般財源）として、福祉や教育、まちづくりなど、そのまちの中心的な行政サービスを行なう会計を「一般会計」といいます。その「一般会計」の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です。

②【連結実質赤字比率】とは？

まちの会計は、福祉や教育などの中心的な行政サービスを行なう「一般会計」のほか、料金収入など特定の収入を主な財源として行政サービスを行なう「公営企業会計」など複数の会計に分かれていますが、まち全体としては「1つの法人」ですので、一般会計が黒字であっても他の会計に多くの赤字があれば、そのまち全体の財政状況は決して良好とはいえません。このため、それぞれの会計の黒字額と赤字額を合算し、通常収入されると見込まれる経常的な一般財源の規模（標準財政規模）と比較して、まち全体の資金不足の程度を指標化したものが「連結実質赤字比率」です。

③【実質公債費比率】

まちが政府や銀行から年度を越えて借り入れる長期の借金を「地方債」といい、この元金及び利息の支払いを「公債費」といいますが、一般会計の公債費は、当然一般会計の負担となりますが、これ以外に公債費に準じる経費として、公営企業会計の公債費に充てるために一般会計から繰り出す経費、また、ごみ処理施設など、近隣市町村との広域組合により実施する事業の地方債に対して、それぞれのまちの一般会計が負担する経費があげられます。

このような公債費に準じるものとされる経費も一般会計の公債費に加算し、実質的な公債費を算出の上、標準財政規模に対する比率の3ヵ年平均を指標化するもので、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。この指標が18％を超えると借り入れをするために国の許可が必要となり、25％を超えると単独事業に係る借り入れが制限されます。

④【将来負担比率】

まちの一般会計が将来支払っていく負債には、一般会計の地方債のほか、契約等により将来の支払いを約束したもの（債務負担行為）、公営企業会計の地方債のうち一般会計が負担するもの、広域組合の地方債のうち、それぞれのまちの一般会計が負担すべきものがあげられます。こうした将来見込まれるすべての負担を含め、現時点で想定される将来の負担額を標準財政規模と比較して指標化するもので、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが「将来負担比率」です。この比率が高い場合、将来の財政に問題が生じる可能性が高くなります。

早期健全化基準と財政再生基準

指標のうち1つでも早期健全化基準を超えた場合は「財政健全化計画」を策定し、議

会の議決をえて、自主的な改善による財政の健全化を図る必要があります。

また、将来負担比率を除く3指標のうち1つでも財政再生基準を超える指標があれば「財政再生計画」を策定し、議会の議決をえたのち、総務大臣への協議・同意が必要となり、確実な再生が求められることから国の管理化のもとで非常に厳しい行財政運営が強いられることとなります。

佐呂間町の比率は？

平成21年度決算に基づく健全化判断比率は、算定の結果、いずれの指標についても早期健全化基準を下回る見込みとなりました。（表1）

①実質赤字比率

赤字額は生じておらず、黒字の5・63％（20年度黒字の4・51％）となっています。

②連結実質赤字比率

各会計とも黒字のため赤字額は生じておらず、黒字の8・31％（20年度7・00％）となっています。

③実質公債費比率

12・1％（20年度12・7％）となっています。

④将来負担比率

将来負担額に対して控除できる基金の額や地方債残高に係る地方交付税措置額の合計が大きいため、マイナスとなることから将来負担比率は生じておらず、黒字の5・32％（20年度黒字の23・8％）となっています。

表1

指標名	平成21年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	ー【黒字の5.63】	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	ー【黒字の8.31】	20.0	40.0
③実質公債費比率	12.1	25.0	35.0
④将来負担比率	ー【黒字の5.32】	350.0	基準なし

※各指標とも比率がない場合は「ー」と記載することとされていますが、参考までに実際の指標について【　】内に示しています。

公営企業に係る資金不足比率

平成21年度決算に基づく各公営企業会計の資金不足比率は、算定の結果実質的な資金不足額が生じておらず、経営健全化基準を下回る見込みとなりました。（表2）．資金不足比率が経営健全化基準（20％）を超えた場合には、「経営健全化計画」を策定しなければなりません。公営企業は、すべての住民の方が同じ量の行政サービスを受けられる事業とは別に、特定の方が受けられるサービスとして、そのサービスを受ける方が費用を負担することが公平とされている事業を指しますが、本町では「簡易水道特別会計」と「公共下水道特別会計」が対象となります。

公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

公営企業の資金不足額を計算するにあたっては、例えば、施設の耐用年数は、施設整備のために借り入れた地方債の償還期間より長いため、当初は資金不足でも地方債の償還が終わった後は解消される場合があることや、下水道事業では、各家庭に下水道が整備される前に処理施設を建設する必要があるため、予定していた下水道料金が納められるまでは資金不足となるものの、後の料金収入等で解消される場合があります。

このように、将来の料金収入等で解消されることが見込まれる範囲の資金不足分を差し引いて資金不足額を算出し、事業規模と比較して指標化するもので、この比率が高くなるほど料金収入等で資金不足を解消することが困難になることから、公営企業として経営に問題があることとなります。

■平成21年度における資金不足比率は、資金不足が生じた公営企業会計がないため、該当ありません。

表2

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道特別会計	ー	20.0％
公共下水道特別会計	ー	20.0％

※「歳入ー歳出」が黒字となり、資金不足が生じていないため、「ー」としています。